

奨学金の返還支援に関するQ & A

1 補助対象者について

Q 1 当団体の場合、法人格が市の定める「中小企業等」に含まれていませんが、補助対象となりますか？

A 1 本補助金の目的である人材確保、定住促進に資する理由があり、人材確保の実態が伴い、違反性がない場合には、団体の法人格に関わらず、補助対象として認める場合があります。詳しくは、上田市役所地域雇用推進課へお問い合わせください。

2 補助対象となる奨学金について

Q 2 独立行政法人日本学生支援機構以外の奨学金を返還している従業員への支援を行った場合は、本補助金の対象となりますか？

A 2 本補助金の対象となりません。
本補助金は、独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金（第一種及び第二種）のみ対象としています。

3 課税関係等について

Q 3 中小企業等は、本補助金を財務上どのように取り扱えばよいですか？

A 3 本補助金は、他の補助金と同様に、財務上の益金として計上されますが、消費税の課税対象とはなりません。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

Q 4 従業員の奨学金返還を支援するために支給した手当等は、中小企業等の財務上どのように取り扱えばよいですか？

A 4 他の手当等と同様に、財務上の損金として計上されます。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

Q 5 従業員の奨学金返還を支援するために支給した手当等は、従業員の給与として課税されますか？

A 5 他の手当等と同様に、給与所得として課税対象となります。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

4 補助対象従業員について

Q 6 従業員間の公平性を踏まえ、上田市民以外の従業員や40歳以上の従業員に対して手当等を支給してもよろしいですか？

A 6 就業規則等に基づいて、上田市民以外の従業員や40歳以上の従業員に対して手当等を支給することはできます。
その場合、本補助金の対象従業員となりませんので、申請に当たっては、補助対象従業員のみ記載するようにしてください。

Q 7 本補助金の補助対象従業員の要件に合わせて、就業規則等における支給対象者の範囲を上田市民である従業員に限定してもよろしいですか？

A 7 本補助金の補助対象従業員の要件に合わせて、就業規則等における支給対象者の範囲を上田市民である従業員に限定する場合は、労使で十分に話し合った上で、規定内容を定めてください。

Q 8 補助対象従業員が市外の事業所に勤務している場合、補助対象となりますか？

A 8 本補助金は、市内に本店又は主たる事務所を有している中小企業等を対象としておりますので、補助対象従業員の要件を満たせば（上田市民であること等）、他市町村に所在する事業所に勤務している場合でも、補助対象となります。

Q 9 補助対象従業員が交付申請後に市外へ転出した場合、補助対象となりますか？

A 9 交付申請時に補助対象従業員の要件を満たせば、その年度内は補助対象となります。

Q 10 補助対象従業員が交付申請後に退職した場合、取扱いはどうなりますか？

A 10 交付申請時に補助対象従業員の要件を満たせば、退職した年度内に中小企業等が支給した手当等は補助対象経費となります。

Q 11 学校卒業後7か月未満で、奨学金の返還が始まっていない新卒の従業員に支援を行った場合は、本補助金の対象となりますか？

A 11 就業規則等に、学校卒業後7か月未満で奨学金の返還が始まっていない従業員についても支援対象として定めた場合は、本補助金制度の対象となります。

なお、ホームページに掲載している「就業規則等への規定の方法」では、現に奨学金を返還している従業員のみを支援対象としているため、就業規則等を作成又は修正する場合には、ご注意ください。

Q 12 当社では、就業規則等で、現に奨学金を返還している従業員のみを支援対象としているため、新卒の従業員に対して、奨学金の返還が始まる10月から支援を行うつもりです。例えば、手当等の初回支給日が10月10日で、奨学金の初回口座振替日である10月27日より前の日付である場合も、本補助金の対象となりますか？

A 12 手当等の初回支給日について、奨学金の初回口座振替日より前であったとしても、中小企業等が「現に奨学金を返還している」と解釈し、手当等の支給を行う場合には、本補助制度の対象となります。

5 補助対象経費について

Q 13 当社では、6月と12月の賞与時に手当等を支給する予定です。6月の賞与の算定期間は、前年度の12月から5月までですが、この場合の取扱いはどうなりますか？

A 13 補助対象経費は、その年度に中小企業等が実際に支給した額が対象となります。この場合、6月の賞与の算定期間に関わらず、支給した全額が補助対象経費となります。

6 端数処理について

Q14 当社では、補助対象従業員が3人います。1人当たりの年間支給額は99,600円で、3人とも同額です。交付申請額の計算に当たって、千円未満の端数を切り捨てることとされていますが、どのタイミングで端数処理を行いますか？

A14 交付申請に当たっては、補助対象従業員ごとに申請額を計算（端数処理を含む。）し、その合計額により申請していただきます。

事例の場合では、1人当たり $99,600 \text{ 円} \times 0.5 = 49,800 \text{ 円}$ となるので、千円未満の端数処理を行い、49,000円と計算します。同額の補助対象者が3人いるので、 $49,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} = 147,000 \text{ 円}$ が交付申請額となります。

7 その他

Q15 本補助金はいつまで続きますか？

A15 本補助制度は、令和2年度から始まりましたが、期限は決まっておられません。今後、制度の利用状況や効果を検証した上で実施していきませんが、検証の結果を踏まえて、内容変更や廃止をすることもあります。

Q16 従業員の奨学金の返還支援を行った場合、採用活動などでPRしてもよろしいですか？

A16 ぜひ、採用活動などでPRしてください。市としては、従業員の奨学金の返還支援を行う中小企業等について、市ホームページへの掲載などを予定しております。